

こうほう

令和3年(2021年)10月15日号 NO.78

水道料金改定臨時号

発行

佐倉市の上下水道

佐倉市
上下水道部

住所

〒285-8501
佐倉市海隣寺町97番地

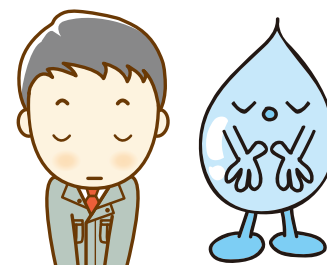
令和4年4月1日より水道料金を改定します

水道事業は、人口減少に伴う収入の減少や水道管の耐震化対策・老朽施設の更新といった様々な経営課題を抱えています。

このたび、これらの課題に対応し、水道事業に関わる経営の健全化を図るとともに、持続可能な水道事業を構築するため、水道料金を改定させていただきます。

使用者の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、今回は下水道使用料の改定はありません。



具体的な改定の内容

- ①基本料金を一律7.2%引き上げます。
- ②月間使用水量の5区分のうち、「1～10㎥」「11～20㎥」の2区分(※)の従量料金を8円引き上げます。※「21～30㎥」「31～70㎥」「71㎥以上」の3区分は、現行料金のまま据え置きます。

【水道料金表】(1ヵ月当たり：消費税抜き)

口径	基本料金		
	現行料金	改定後	増加額
13mm	520円	557円	37円
20mm	1,090円	1,168円	78円
25mm	1,950円	2,090円	140円
30mm	3,450円	3,698円	248円
40mm	5,950円	6,378円	428円
50mm	9,600円	10,291円	691円
75mm	21,400円	22,940円	1,540円
100mm	38,000円	40,736円	2,736円
150mm	83,000円	88,976円	5,976円

※基本料金は水を使用しなくてもかかる料金です。

【新旧比較表】(2ヵ月当たり：消費税込み) ※基本料金＋従量料金

口径13mm				口径20mm			
使用水量	現行料金	改定後	増加額	使用水量	現行料金	改定後	増加額
10㎥	2,024円	2,193円	169円	20㎥	4,158円	4,505円	347円
20㎥	2,904円	3,161円	257円	40㎥	7,018円	7,541円	523円

※変動額の一例です。

使用水量ごとの具体的な変動額につきましては、4面の早見表をご覧ください。

お支払額(2ヵ月分・税込)の変動例

〈代表的な「口径20mm・使用水量40㎥」の場合〉

現行水道料金	現行下水道使用料	現行上下水道 合算
7,018円	4,945円	11,963円
改定後水道料金	現行下水道使用料	改定後上下水道 合算
7,541円	4,945円	12,486円

使用水量	従量料金		
	現行料金	改定後	増加額
1～10㎥	80円	88円	8円
11～20㎥	130円	138円	8円
21～30㎥	180円	180円	0円
31～70㎥	230円	230円	0円
71㎥以上	270円	270円	0円

●水道料金(2ヵ月分・税込)の計算例

「口径20mm・使用水量40㎥」の場合

ア.基本料金

単価1,168円×2ヵ月＝**2,336円**

イ.従量料金 ◆1ヵ月当たりの使用水量20㎥

①料金区分 1～10㎥：88円×10㎥＝880円

②料金区分 11～20㎥：138円×10㎥＝1,380円

(①＋②)×2ヵ月＝**4,520円**

水道料金＝(ア＋イ)×(1＋消費税率)

＝(2,336円＋4,520円)×(1＋0.1)

＝**7,541円** ※1円未満切捨て

※検針票の例

上下水道使用水量のお知らせ		お客様番号	999999-99
海隣寺町97		使用月分	令和4年7～8月分
佐倉 太郎 様		使用期間	令和4年8月8日から 令和4年8月7日まで
水検番号：999999		メーター番号	99-99999
		口径	20mm
		クレジット口座番号	
指針及び水量		今回請求予定金額	
今回指針	779㎥	水道料金	7,541円
前回指針	739㎥	下水道使用料	4,945円
用メーター使用水量	0㎥	請求予定額	12,486円
今回使用水量	40㎥		
汚水排除量	40㎥		
《参考》前日水量	2㎥		
前々日水量	0㎥		
前々々日水量	2㎥		
※通分欄			

生活保護減免制度の廃止

●令和4年3月31日をもって、生活保護減免制度を廃止します。(水道料金、下水道使用料共通)

生活保護減免制度は、佐倉市水道事業・下水道事業の独自施策で、生活保護世帯における水道料金の基本料金、及び下水道使用料の基本使用料を減免している制度です。

生活保護費に光熱水費が含まれていることや、地方公営企業における独立採算制度を基本とした受益者負担の公平性の原則に照らして検討し、当制度の廃止を決定しました。

改定の主な理由

1 水道施設の「老朽・耐震化対策」の費用の増加

水道施設の老朽・耐震化対策については、平成27年度に作成した佐倉市水道施設耐震化計画に基づき計画的に実施しています。この概算事業費として、令和3年度から令和12年度までの10年間で約232億円を想定していますが、現在の水道料金では、これを捻出できない状況です。

(1) 浄水場

水の安定供給のため、老朽化する設備の更新工事を実施します。

今後10年間の事業費 約39億円

(2) 水道管

想定される大規模地震に耐える水道管への入れ替え工事を実施します。
(現在は、病院や避難所に通じる水道管の工事を優先的に実施)

今後10年間の事業費 約193億円



浄水場 除鉄・除マンガン装置



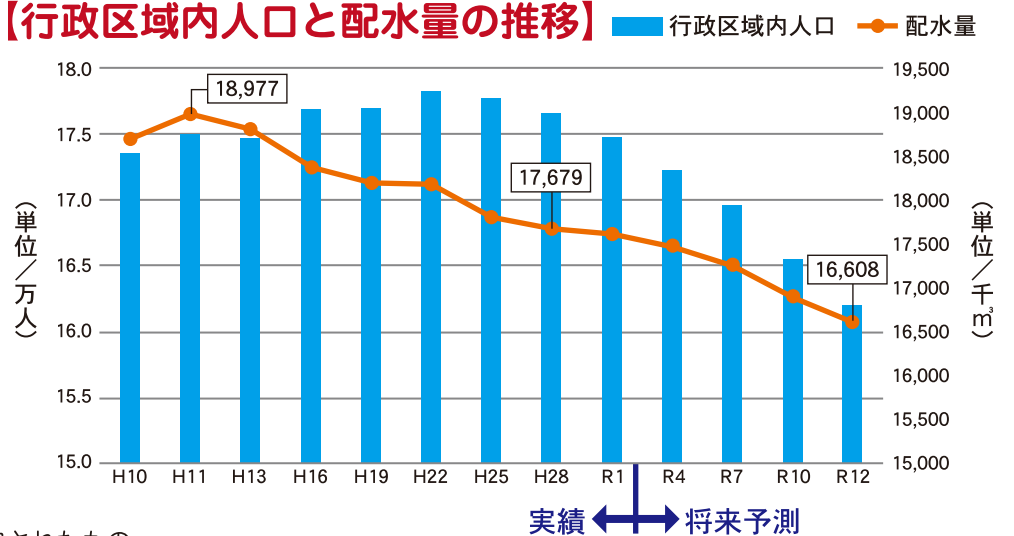
水道管耐震化工事の様子

2 人口と水需要の減少

佐倉市人口ビジョン(※)によると、佐倉市の将来人口は、2011年(平成23年)178,276人をピークに年々減少し、2040年(令和22年)は約139,000人、2060年(令和42年)に至っては、約97,500人まで落ち込むと見込んでいます。また、配水量についても、節水機器の普及等により人口ピークの約10年前から既に減少傾向にあり、経営の根幹となる水道料金収入が減り続ける厳しい経営環境となっています。

※佐倉市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示することを目的に策定されたもの。

【行政区域内人口と配水量の推移】



3 ハツ場ダム完成に伴う受水の増加

佐倉市の水道は、井戸でくみ上げた地下水と、印旛広域水道用水供給事業から購入した水道水を受水したものとを混合して各家庭へ配水しています。このうち地下水のくみ上げは、地盤沈下防止のため千葉県環境保全条例によって厳しく規制されており、井戸に代わる水源が確保できた場合は、現在使用している井戸を削減せざるを得ないため、受水を増やさなければなりません。

こうした背景のもと、令和2年3月のハツ場ダム完成を受け、一部の地下水を受水に切り替えたため、印旛広域水道用水供給事業から購入する費用(受水費)が大きく増加し、経営を圧迫しています。

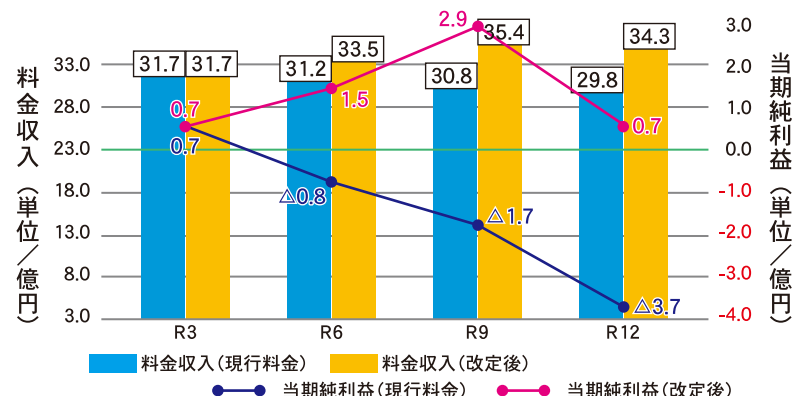
【佐倉市における水源確保の状況】



4 厳しい財政状況

水道事業の財政状況は非常に厳しく、現行の水道料金を維持した場合、令和5年度には事業全体の収支(当期純利益)は赤字に転じ、以降も赤字幅が拡大し続けることが見込まれます。また、現金預金残高も年々減少を続け、令和9年度には、ほぼ底をついてしまう危機的状況となっております。

【水道料金収入及び純利益の推移】



【現行水道料金を維持した場合の年度末現金預金残高の推移(億円)】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
41.9	37.2	33.2	20.2	14.9	11.9	6.7	0.4	△5.1	△11.3	△18.1

※「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会」にて検討した資料に、最新の令和2年度決算数値を反映させたもの。

基本料金の改定率を7.2%、従量料金の改定額を8円とした理由について

基本料金の改定率及び従量料金の改定額は、学識経験者や公募市民等で構成する懇話会において、令和2年7月から令和3年3月にかけて計6回実施した会議で出された意見や、令和3年3月23日に報告された「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する提言」(※)に基づき決定しております。

【懇話会で検討された基本料金改定の5パターン】 ※懇話会の提言や会議での検討資料、議事録は上下水道部ホームページで公開中です。

料金改定のパターン		令和4年度	令和8年度 (参考)	備 考
①	今後、改定を行わない。	0%	0%	令和9年度には、現金預金マイナスとなる。
②	令和4年度の改定は見送る。	0%	32.7%	令和8年度に大幅改定が必要。
③	令和4年度の改定率を極力下げる。	5.7%	10.8%	令和4年度の改定率を可能な限り低く設定。
④	改定率を平準化。	7.4%	7.4%	令和4年度と令和8年度の改定率を平準化。
⑤	令和4年度のみ改定を行う。	11.4%	0%	令和4年度の改定率を高く設定。

Ⅲ▶ 今後、危機的な経済状況に陥るため、妥当ではない。

Ⅲ▶ 後年度に大幅改定が必要となり、先送りは避けるべき。

「令和11年度まで、常に当期純利益(黒字)を維持し、あわせて現金預金残高を15億円(年間料金収入の1/2)以上確保」することが可能となる。

「水道施設の老朽・耐震化対策費用の増加」「人口と水需要の減少」「八ッ場ダム完成に伴う受水費の増加」による財政状況の悪化は喫緊の課題であり、使用者への急激な影響を抑えるためにも、早期の改定が得策。

平均改定率(7.4%)を現行の基本料金に乘じる一律改定(パターン④)を基本とすることが妥当、と判断。

〈判断に至った理由〉

- 水道料金算定要領に基づく総括原価方式による料金算定では、令和4年度時点で3割を超える改定率が示されたが、使用者への急激な影響を抑えるため、水道事業が保有する現金預金を活用し、大幅値上げを回避する方策がとられていること。
- 令和4年度の改定を見送った場合、現金預金の急激な減少に加え、後年度の改定率が非常に大きくなることが試算されており、早めの改定が使用者にとって得策と判断したこと。
- 近々に下水道使用料の改定が想定されない中で、今回、水道料金を改定することで、水道料金と下水道使用料の同時期改定を避ける配慮がなされていること。

基本料金の改定と並行して、従量料金のあり方について検討し、基準額(※)を下回る2区分「1～10㎡」「11～20㎡」の料金を同額改定(+8円)する案を採用。

- 〈採用に至った理由〉 ※水道料金算定要領に基づき算出した均一料金。本案では148円。
- 水道料金算定要領に基づく料金体系(均一型料金)に段階的に近づく、という考え方を踏まえつつも、小口利用者と大口利用者の負担増のバランスや改定時の市民理解などを総合的に考慮したもので、現実的な改定案と認められること。

【水道料金表(従量料金)】

使用水量	従量料金		
	現行料金	改定後	増加額
1～10㎡	80円	88円	8円
11～20㎡	130円	138円	8円
21～30㎡	180円	180円	0円
31～70㎡	230円	230円	0円
71㎡以上	270円	270円	0円

○基準額を上回る3区分の料金を据え置いた理由
均一型料金の考え方からすれば、当該3区分は現行料金から値下げとなるが、その実施には今回改定する2区分の更なる値上げを必要とし、一般家庭の負担増を招くため、現行のまま据え置くこととした。

これらの提言内容を踏まえ、最新の決算数値(令和2年度末の現金預金残高)を再検証し、基本料金の改定率は7.2%、従量料金の改定額は8円と決めました。

水道料金改定についての市民説明会を開催しました

令和3年8月佐倉市議会に先立ち、水道料金改定についての市の考え方をご説明するため、計2日間・4会場において市民説明会を開催しました。下記に主な質疑の内容を掲載します。

質 疑 等	回 答
算定要領に準拠して「従量料金は均一単価に近づけていくことが望ましい」と考えているようだが、一般家庭への配慮などを考えると一概に正しいとは言えないのではないか。	公益社団法人日本水道協会の発行する「水道料金算定要領」は、多くの自治体が基準として用いているものです。また、国の「新水道ビジョン」においても料金体系を緩やかに均一型に近づけるよう指針がでております。一般家庭への急激な影響を抑えつつ「誰が使っても1㎡あたりの金額は均一」という基本的な考え方に近づける形で従量料金を算定しました。
印旛広域水道から受水する水は、利根川や印旛沼の水とのことだが、水質が気になる。	印旛広域水道から受水する水は、木下取水場(印西市)と印旛取水場(佐倉市)から送られた水を柏井浄水場で高度浄水処理(オゾン・活性炭)されたもので、安全性が確保されています。
地下水を使い続けたい。県に対して要望など行っているのか。	平成29年に印旛広域水道から受水を受ける構成市町で、千葉県知事に対し要望を行いました。取水規制の緩和とまでは至っていませんが、地下水汲み上げ総量を調整することにより井戸の存続を認めさせるなど一定の成果はありました。
令和4年度に料金改定をすれば、今後は改定しなくて済むのか。	今回の改定は、令和4年度から7年度までの4年間を対象としており、7.2%の改定率は、令和8年度に同率の改定を行う想定で算定したものととなります。今後も、適時適切に料金を見直していく必要があると考えます。
水道料金の高騰の原因となる霞ヶ浦導水から撤退すべきではないか。	佐倉市は地盤沈下対策による千葉県環境保全条例によって、地下水の汲み上げが規制されていますが、代替水源を確保するまで、暫定的に井戸の使用が認められています。霞ヶ浦導水の完成で代替水源が確保されると現在の井戸は使用できなくなるため、ダム事業への参画は必要であります。
従量料金を下の2区分だけ値上げするのは一般家庭へ負担を強いるものであり、大口使用者に甘い改定だ。	今回改定する2つの水量区分は、一般家庭に限らず全ての使用者が該当するもので、負担の公平の見地からも妥当と考えます。また、他の3つの水量区分は、算定要領に基づく計算上では値下げとなるものの、改定する2つの水量区分の値上げ幅を可能な限り抑えるために現行料金で据え置きとしております。

そのほか主なご意見 ●水道料金の計算方法が分かりにくい。 ●他市と比較して水道料金が高いように感じる。 ●使用者への周知が十分とは言えない。更なる工夫が必要。など

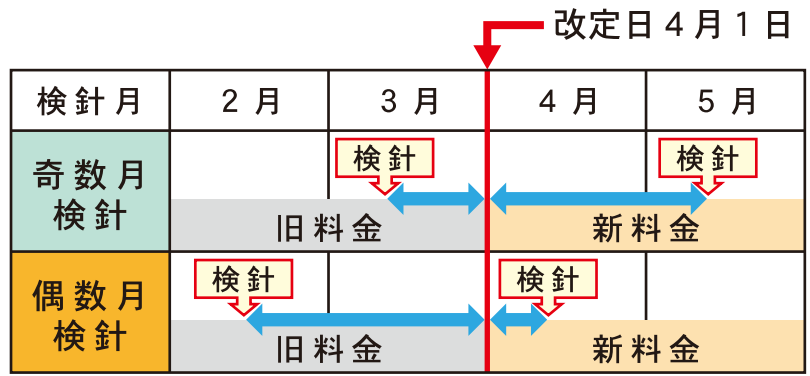
新水道料金の適用について

上下水道料金については、2カ月に1度の検針を行い、皆様にお支払いいただいておりますが、水道料金の改定にあたっては、令和4年4月1日以降の検針分から新料金を適用いたします。

ご使用期間が令和4年4月1日をまたぐ場合は、新旧料金による日割り計算を行います。

奇数月 検針地区 ●佐倉地区 ●根郷地区 ●主に臼井南部地区

偶数月 検針地区 ●志津地区 ●主に臼井北部地区



新水道料金早見表（2ヵ月あたり：税込み）

※基本料金＋従量料金

口径 13mm

使用水量	現行料金	改定料金	差 額
0 m ³	1,144円	1,225円	81円
1 m ³	1,232円	1,322円	90円
2 m ³	1,320円	1,419円	99円
3 m ³	1,408円	1,515円	107円
4 m ³	1,496円	1,612円	116円
5 m ³	1,584円	1,709円	125円
6 m ³	1,672円	1,806円	134円
7 m ³	1,760円	1,903円	143円
8 m ³	1,848円	1,999円	151円
9 m ³	1,936円	2,096円	160円
10 m ³	2,024円	2,193円	169円
11 m ³	2,112円	2,290円	178円
12 m ³	2,200円	2,387円	187円
13 m ³	2,288円	2,483円	195円
14 m ³	2,376円	2,580円	204円
15 m ³	2,464円	2,677円	213円
16 m ³	2,552円	2,774円	222円
17 m ³	2,640円	2,871円	231円
18 m ³	2,728円	2,967円	239円
19 m ³	2,816円	3,064円	248円
20 m ³	2,904円	3,161円	257円
25 m ³	3,619円	3,920円	301円
30 m ³	4,334円	4,679円	345円
35 m ³	5,049円	5,438円	389円
40 m ³	5,764円	6,197円	433円
45 m ³	6,754円	7,187円	433円
50 m ³	7,744円	8,177円	433円
55 m ³	8,734円	9,167円	433円
60 m ³	9,724円	10,157円	433円
65 m ³	10,989円	11,422円	433円
70 m ³	12,254円	12,687円	433円
75 m ³	13,519円	13,952円	433円
80 m ³	14,784円	15,217円	433円
85 m ³	16,049円	16,482円	433円
90 m ³	17,314円	17,747円	433円
95 m ³	18,579円	19,012円	433円
100 m ³	19,844円	20,277円	433円

口径 20mm

使用水量	現行料金	改定料金	差 額
0 m ³	2,398円	2,570円	172円
1 m ³	2,486円	2,666円	180円
2 m ³	2,574円	2,763円	189円
3 m ³	2,662円	2,860円	198円
4 m ³	2,750円	2,956円	206円
5 m ³	2,838円	3,053円	215円
6 m ³	2,926円	3,150円	224円
7 m ³	3,014円	3,247円	233円
8 m ³	3,102円	3,344円	242円
9 m ³	3,190円	3,440円	250円
10 m ³	3,278円	3,537円	259円
11 m ³	3,366円	3,634円	268円
12 m ³	3,454円	3,731円	277円
13 m ³	3,542円	3,828円	286円
14 m ³	3,630円	3,924円	294円
15 m ³	3,718円	4,021円	303円
16 m ³	3,806円	4,118円	312円
17 m ³	3,894円	4,215円	321円
18 m ³	3,982円	4,312円	330円
19 m ³	4,070円	4,408円	338円
20 m ³	4,158円	4,505円	347円
25 m ³	4,873円	5,264円	391円
30 m ³	5,588円	6,023円	435円
35 m ³	6,303円	6,782円	479円
40 m ³	7,018円	7,541円	523円
45 m ³	8,008円	8,531円	523円
50 m ³	8,998円	9,521円	523円
55 m ³	9,988円	10,511円	523円
60 m ³	10,978円	11,501円	523円
65 m ³	12,243円	12,766円	523円
70 m ³	13,508円	14,031円	523円
75 m ³	14,773円	15,296円	523円
80 m ³	16,038円	16,561円	523円
85 m ³	17,303円	17,826円	523円
90 m ³	18,568円	19,091円	523円
95 m ³	19,833円	20,356円	523円
100 m ³	21,098円	21,621円	523円

※紙面の都合上、一般家庭用に多く使われている「口径 13mm」及び「口径 20mm」の早見表を掲載しております。また、使用水量 20 m³ 以上は、5 m³ ごとの表示としております。

※口径は、検針票（上下水道使用量のお知らせ）でご確認ください。

●上下水道部へのお問い合わせは

電話番号：043-485-1191（佐倉市上下水道総合案内センター） FAX 番号：043-485-1194

E-mail：suidou@city.sakura.lg.jp